

秋田県大仙市

国民健康保険事業運営安定化計画



国保の将来を見据えて
暮らしと健康を支える安心国保！

平成21年3月

大仙市国民健康保険事業運営安定化計画 目次

第1章 国民健康保険事業運営安定化計画の策定	
第1節 運営安定化計画策定の背景	1
第2節 運営安定化計画策定の目的	3
第3節 運営化計画の策定期間	3
第2章 国民健康保険の現状と課題	
第1節 医療費の推移	4
第2節 医療費増加の主な要因	4
第3章 国民健康保険特別会計の現状と課題	
第1節 国民健康保険特別会計の現状	7
第2節 国民健康保険を取り巻く課題	8
第4章 国保運営安定化に向けた取り組み方針	
第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率向上の取り組み	9
第2節 医療費適正化への取り組み	10
第3節 健康づくりへの取り組み	10
第5章 国民健康保険給付費の見通し	
第1節 国民健康保険給付費の推計	11
第6章 国民健康保険財政収支の見通し	
第1節 国保財政運営方針	12
第2節 国保財政収支見通し	12
第7章 計画の管理と市民への公表	
第1節 計画の管理	15
第2節 市民への公表	15
第8章 おわりに	
第1節 おわりに	16

第1章 国民健康保険事業運営安定化計画の策定

第1節 運営安定化計画策定の背景

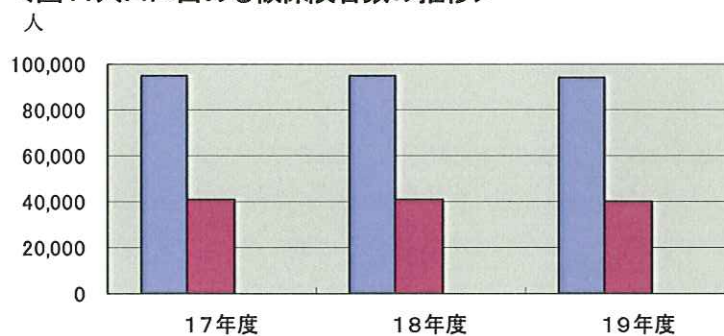
(1) 増加していく国民健康保険給付費

大仙市の国民健康保険給付費は年々増加しています。被保険者数は減少していますが、1人あたりに要する医療費が増大していることから、保険給付費も年々伸び続けています。

その一方で被保険者に高齢者や無職者を多く含み、経済状況の悪化の影響により課税所得も年々減少していることから、保険給付の伸びに見合う財源を確保できない状況にあります。

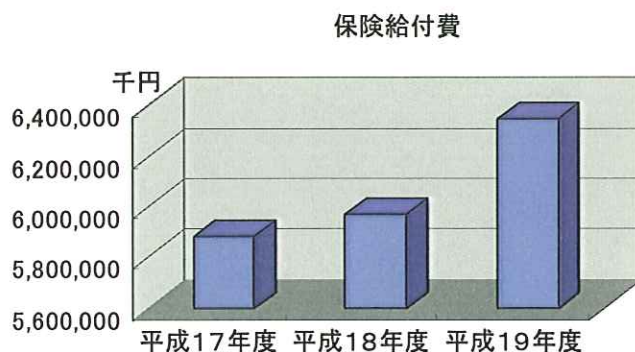
こうしたことから、本市の国保財政状況は、多くの自治体と同様に極めて厳しい状況にあり、平成20年度からは一般会計からの基準外繰入れ（法令の基準によらない市の判断による一般会計からの繰入れ）を行い、国保事業を運営している状況となっています。

<図1：人口に占める被保険者数の推移>



	17年度	18年度	19年度
人口(人)	94,655	94,513	94,140
被保険者数(人)	41,110	40,552	39,701
割合(%)	43.43	42.91	42.17

<図2：保険給付費の推移>



平成17年度	平成18年度	平成19年度
5,879,957	5,966,812	6,347,198
	1.48%	6.38%

＜表1：一般会計からの繰入金の推移＞

単位：千円

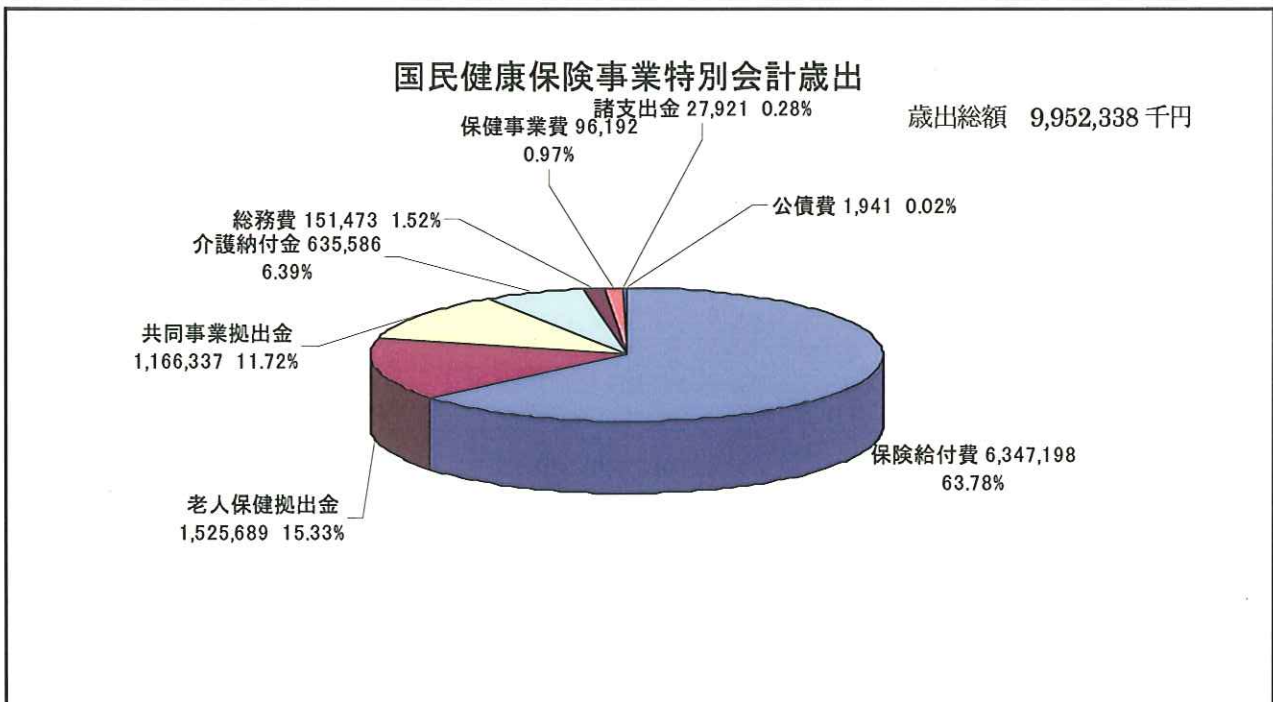
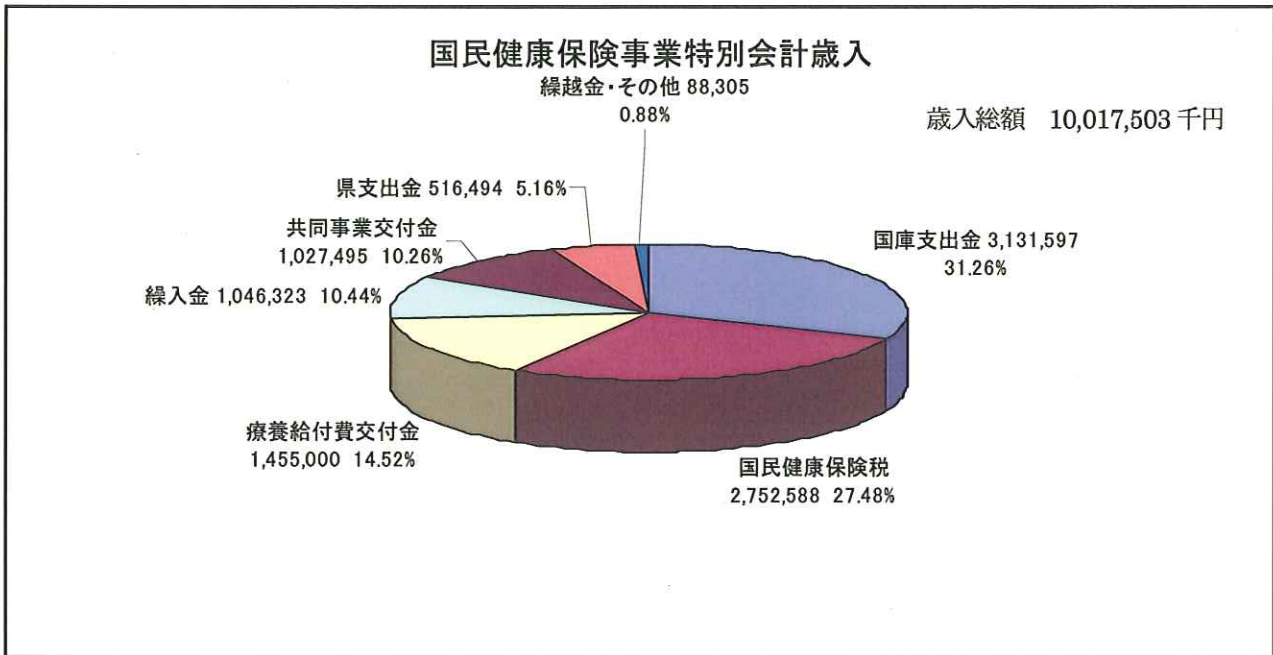
年度	制度繰入分		地方財政措置ルール分				その他	総合計	前年比 %
	乳幼児医療	保険基盤安定	職員人件費	出産育児一時金	国保事務費	財政安定化支援	基準外繰入金		
17	19,050	431,769	107,740	21,800	59,831	141,433	0	781,623	
18	9,050	428,907	97,706	22,167	53,523	149,296	0	760,649	△2.68
19	9,050	449,032	90,173	21,233	49,365	139,923	0	758,776	△0.25

※平成20年度予算では基準外繰入金200,000千円を予算計上し収支の均衡を図っています。

平成19年度歳入歳出決算についての、決算額及び構成比については図3のとおりです。

＜図3：平成19年度国民健康保険事業特別会計決算＞

単位：千円・%



(2) 医療制度改革の公表

国は、平成17年12月に「医療制度改革大綱」を公表しました。

この改革は、国民健康保険事業のみならず、医療制度全体に大きな影響を及ぼすものです。

又、20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、後期高齢者医療制度がスタートしましたが、この制度がさまざまな波紋を呼び、国においてもすでに見直しの論議が起こるなど今後の状況も不確定な要素を含んでいます。

本市においても、これらの制度改革により大きな情勢変化を踏まえた国保事業を運営していく必要があります。

第2節 運営安定化計画策定の目的

国保事業は、特別会計において運営しています。特別会計は本来、独立採算により運営していくこととなりますが、平成20年度からは一般会計から基準外の繰入れにより収支均衡を図らなければならない状況となっており、本来の独立採算から乖離した状態にあります。今後もこうした国保運営が続いていけば将来、国保特別会計が破綻することも想定されます。

そこで大仙市はこの国保財政の収支不均衡を改善し、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる環境を整えるべく、今後取り組むべき「大仙市国民健康保険事業運営安定化計画」を策定することとしました。市は保険者としての責務からこの計画を策定し、市民のご理解とご協力を仰ぎながら総合的な取組みを進めていくものです。

第3節 運営化計画の策定期間

この計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間にわたる計画とするのですが、今後の医療制度改革に係る大きな情勢変化も想定されることから、必要に応じた見直しを行います。

第2章 国民健康保険の現状と課題

第1節 医療費の推移

(1) 国民健康保険医療費等の推移

本市の国民健康保険の医療費は、年々増加しています。本市の平成19年度における1人当たりの医療費は259,152円であり、これは全国平均を10,493円下回っており、秋田県平均を36,675円下回っていますが、対前年比を全国・秋田県と比べると被保険者数は減少率が大きく、医療費においては高い伸びを示しています。

<表2：国民健康保険医療費等の推移>

年 度	区 分	国民健康保険(一般+退職)			対前年比(%)		
		平 均 被保険者数 (千人)	医 療 費 (億円)	1人当り医療費 (円)	被保険者数	医療費	1人当り医療費
17年度	全 国	36,508.7	89,949.6	246,379			
	秋 田 県	319.2	861.4	279,261			
	大 仙 市	29.8	70.7	237,380			
18年度	全 国	36,793.4	93,254.6	253,455	0.78	3.67	2.87
	秋 田 県	320.5	882.1	275,226	0.41	2.40	△1.44
	大 仙 市	29.7	71.5	240,910	△0.33	1.13	1.49
19年度	全 国	36,691.0	98,935.6	269,645	△0.28	6.09	6.39
	秋 田 県	316.3	935.7	295,827	△1.31	6.08	7.49
	大 仙 市	29.3	75.9	259,152	△1.41	6.15	7.57

第2節 医療費増加の主な要因

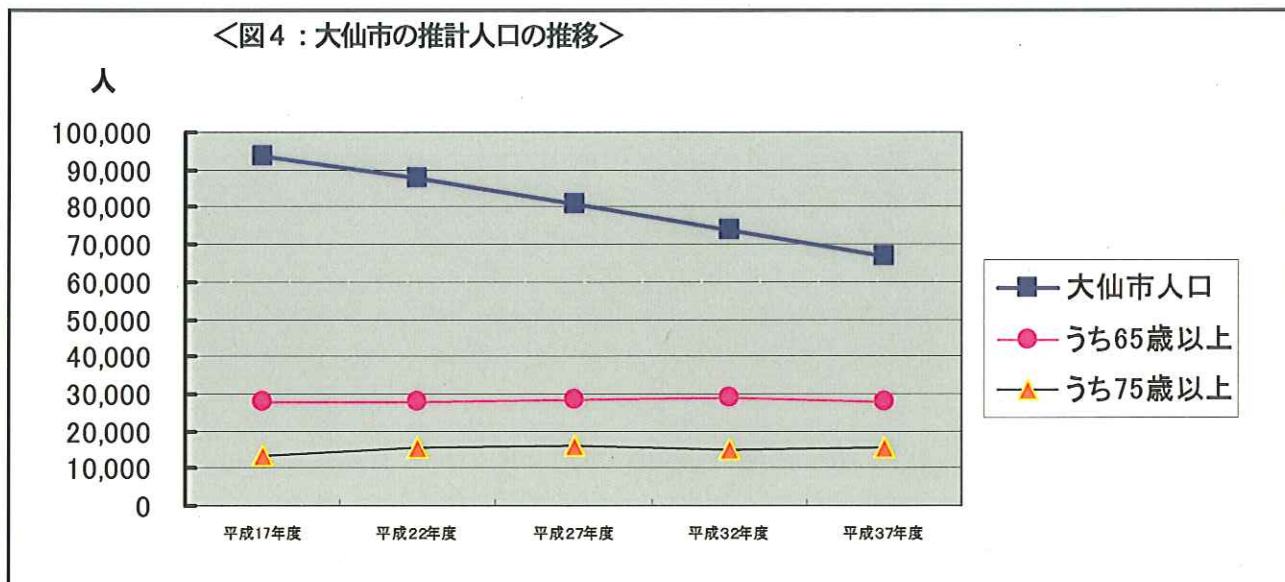
(1) 高齢化の進行と医療費の増加

少子高齢化の進展を背景として、国の人口同様に本市の人口は減少しています。

その一方、高齢化は進行しており、平成17年度の国勢調査結果における高齢化率（65歳以上の総人口に占める割合）は全国平均21.1%を大きく上回る29.6%となり、平成27年度には35.0%になると見込まれています。

特に当市の場合、人口構成から70歳から74歳（自己負担1割）の被保険者数の大幅な伸びにより保険給付費が急増しており、1人当たり要する医療費は、未成年等を除き、加齢に従って増加してくることから、高齢化の進行は医療費の増加に大きく影響を及ぼしています。

平成20年度からは75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しましたが、この改正による国保への影響についても今後検証が必要となっています。



＜表3：保険者負担額の状況（一般+退職）＞

0～2歳（自己負担2割）

	17年度	18年度	増減	伸率(%)	19年度	増減	伸率(%)
保険者負担額(円)	53,643,224	63,721,464	10,078,240	18.79	62,473,464	△1,248,000	△1.96
被保険者数(人)	379	387	11	2.93	369	△18	△4.65
一人当り(円)	142,668	164,655	21,987	15.41	169,305	4,650	2.82

3～69歳（自己負担3割）

	17年度	18年度	増減	伸率(%)	19年度	増減	伸率(%)
保険者負担額(円)	4,006,513,911	3,769,921,084	△236,592,827	△5.91	3,764,411,415	△5,509,669	△0.15
被保険者数(人)	26,451	25,445	△1,006	△3.80	24,246	△1,199	△4.71
一人当り(円)	151,469	148,160	△3,309	△2.18	155,259	7,099	4.79

70～74歳（自己負担1割）

	17年度	18年度	増減	伸率(%)	19年度	増減	伸率(%)
保険者負担額(円)	1,138,695,025	1,494,960,087	356,265,062	31.29	1,886,830,851	391,870,764	26.21
被保険者数(人)	2,968	3,865	897	30.22	4,659	794	20.54
一人当り(円)	383,657	386,794	3,137	0.82	404,986	18,192	4.70

(2) 生活習慣病と医療費の状況

本市では職場などで健康診査を受けられない40歳以上の方を対象として、基本健診を行ってきましたが、平成17年度の受診率は83.7%でしたが、平成19年度では減少し75.0%となっています。

平成20年度からは、40歳以上75歳未満の国保の被保険者を対象に特定健診が行われます。

平成19年度における死亡者の死亡要因の上位は、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患等の順となっており、いわゆる三大生活習慣病（平成19年度では50.4%）が主な死亡要因となっています。

平成20年5月診療分を対象とした疾病分類別に要している医療費では、循環器系疾患（高血圧性疾患、脳梗塞など）消化器系疾患（胃潰瘍、胃炎など）、悪性新生物（胃の悪性新生物、結腸の悪性新生物など）の順に高く、医療費に占める生活習慣病の割合も年々大きくなっており、医療費を増大させている要因のひとつとなっています。

なお疾病分類別件数では、高血圧性疾患、歯肉炎・歯周疾患、糖尿病、内分泌疾患、眼の屈折及び調整の障害などの入院・外来件数が多く、疾病分類別日数では、高血圧性疾患、歯肉炎・歯周疾患、統合失調症、内分泌疾患、糖尿病などの入院、外来日数が多くなっています。

＜表4：平成20年5月診療分の多発疾病の状況（一般+退職）＞

多発疾病＜費用額＞

単位：円

順位	疾病名	費用額	構成比
1	循環器系	103,760,290	22.41%
2	消化器系	64,551,350	13.94%
3	新生物	62,059,590	13.41%
4	精神障害	44,886,420	9.70%
5	内分泌	38,971,390	8.42%
6	筋骨格系	30,530,430	6.60%
7	腎尿路生殖器	25,276,960	5.46%
8	神経系	19,702,580	4.26%
9	損傷・中毒	16,865,740	3.64%
10	眼疾患	15,807,230	3.41%
他	その他	40,497,190	8.75%
合計		462,909,170	100.0%

第3章 国民健康保険特別会計の現状と課題

第1節 国民健康保険特別会計の現状

平成17年の合併後、平成18年度、平成19年度と国保財政の収支均衡を図るため国保税率の改正を行いました。しかしながら、医療費の増加に伴い、国民健康保険事業財政調整基金の取り崩しを実施してきましたが、平成20年度からは一般会計からの基準外繰入れ（注：法令に基づかない一般会計からの繰入れ）を行い、国保会計を維持しています。

＜表5：国保税収入額の推移＞

単位：円

年度	区分	一般	退職	小計	合計	前年度比較	
						金額（円）	割合（%）
17年度	現年度	2,106,748,969	358,026,643	2,464,775,612	2,519,934,656		
	滞繰分	52,315,108	2,843,936	55,159,044			
18年度	現年度	2,126,510,244	381,809,975	2,508,320,219	2,571,672,482	51,737,826	2.05%
	滞繰分	60,607,297	2,744,966	63,352,263			
19年度	現年度	2,244,045,657	441,687,610	2,685,733,267	2,752,588,243	180,915,761	7.03%
	滞繰分	63,702,879	3,152,097	66,854,976			

※各年度の金額は決算額による

国保特別会計は、こうした税率改正その他の対策を講じてきましたが、課税所得そのものが伸び悩み、保険給付費の伸びに見合う歳入の確保が困難となっており、市では保険者としての責務と、国民皆保険制度を堅持するという考えのもと、平成20年度から一般会計からの基準外繰入れを行い、収支の均衡を図っています。

＜表6：課税所得の推移＞

単位：円

年度	1世帯当りの所得金額	前年度比較	1人当りの所得金額	前年度比較
17年度	961,438	—	427,408	—
18年度	971,452	1.41%	438,712	2.64%
19年度	966,857	△0.47%	445,074	1.45%

＜表7：国保税率の推移＞

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
基礎課税等分	所得割率	8.5%	9.0%	10.0%	10.0%
	均等割率	18,000円	18,000円	21,000円	21,000円
	平等割率	33,000円	33,000円	33,000円	33,000円
介護納付金分	所得割率	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
	均等割率	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	平等割率	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円

※平成20年度は基礎課税分と後期高齢者支援分を合算しています

<表8：国保税収納率の推移（一般+退職）>

単位：円

年 度	区 分	国保税調定額	収納額	収 納 率		収納率（全体）	
17年度	現年度	2,678,704,960	2,464,775,612	92.01%	前年度比較	77.51%	前年度比較
	滞繰分	572,326,691	55,159,044	9.64%			
18年度	現年度	2,722,904,900	2,508,320,219	92.12%	0.11%	76.75%	△0.76%
	滞繰分	627,719,665	63,352,263	10.09%	0.45%		
19年度	現年度	2,924,616,800	2,685,733,267	91.83%	△0.29%	76.26%	△0.49%
	滞繰分	684,900,317	66,854,976	9.76%	△0.33%		

国保税収納率は、毎年度減少しており、収納率は国、県からの財政調整交付金にも影響を与えていることから、今後の収納率アップが課題となっています。

一方の歳出ですが、保険給付費（医療給付）は年々増加しています。保険給付費や介護保険維持のために必要となる介護納付金等が増加しており、レセプト点検調査や健康づくりへの取り組み、更には交通事故被害者等にかかる加害者賠償請求等（第三者行為に対する求償）により歳出を抑制する努力を続けているものの、厳しい状況にあります。

第2節 国民健康保険を取り巻く課題（まとめ）

これまでお示したとおり、本市は全国平均を上回る早さで高齢化が進行しています。

被保険者については減少傾向にあるものの、1人当たりには要する医療費が伸びていることから、保険給付費は増大しています。

その一方において、被保険者に高齢者や無職者を多く含み、課税所得も伸び悩み、国保税率の改定や収納強化を行っているものの、保険給付費の伸びに見合う財源を確保できない状況にあります。

また、死亡別要因の上位を悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患等の三大生活習慣病も年々増加しています。

国民健康保健事業は、合併後財政調整基金等の取崩しにより収支を合わせてきましたが、平成20年度からは、一般会計からの基準外繰入れを余儀なくされています。基準外繰入れにより収支均衡を図っている現状は、一般会計予算における市政の運営にも重大な影響を及ぼすものです。

国保財政はまさに危機に直面しています。

しかしながら、市は保険者の責務として、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる体制づくりに向けて、この厳しい状況を改善していく必要があります。

今後は市民の理解に基づきながら、国保財政の収支均衡を図るべく総合的な取り組みが求められています。

第4章 国保運営安定化に向けた取り組み方針

国保事業の置かれている状況を踏まえながら、財政の収支不均衡を解消し、確固たる国保財政基盤を確立するため、次の項目について取り組みの方針や目標数値を定めながら国保事業を運営していきます。

第1節 国民健康保険税の適正賦課と収納率向上の取り組み

(1) 国民健康保険税率の見直しへの取り組み

国保税率の設定内容が、国保特別会計に及ぼす影響が大きいことから、国保税率の見直し方針を定めます。

<取り組み方針>

- 平成21年度においては、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度の実績を踏まえ、国保税率の見直しを行います。
- 平成21年度以降は、2年ごとの保険給付費の推計などをもとに国保税率の見直しを行います。
- 被保険者負担の平準化を目指すため、一般会計から国保財政調整基金への積立を安定化計画期間の平成21年度から25年度まで実施します。

(2) 国民健康保険税収納率向上への取り組み

収納率向上に向けた取り組み内容と、収納率の目標値を定めます。

<取り組み方針>

- これまでの収納率実績を踏まえ、国保税収納率を前年度1%増としていくことを目標値とします。
(平成19年度国保税収納率で1%伸びた場合、約36百万円の増収となります)
- 滞納者に対する対応について
 - ・現年分の滞納が発生した場合、滞納整理支援システムを活用し、早期に納付相談を実施し、完納に向けた指導等を行います。
 - ・短期被保険者証は直接本人手渡し交付を原則とするなど、納付相談機会を多くすることにより納付指導の強化を図ります。
※短期被保険者証……特別な事情等がないにもかかわらず納期限を超過しても保険税を納付しない場合や、納付相談での納付制約内容を履行しようとしないうちに発行するもので、有効期限が通常より短い保険証
 - ・事情により来庁するのが困難な方や連絡が困難等の滞納者に対し、定期的な休日、夜間の納付相談や訪問指導及び訪問徴収を実施します。
- 自主納付の推進
 - ・口座振替の促進のため、納付書の発送時、納付相談時に勧奨文書や申込み用紙により更なるPRを図り、20年度国保税賦課時点で15,038世帯中3,512件で23.35%の口座振替率を平成25年度までに30%以上となるよう努めます。
 - ・納付機会の拡充、利便性の向上を図るため、従来の金融機関以外にコンビニエンスストアでの納付もできるよう検討します。

第2節 医療費適正化への取組み

(1) レセプト点検調査への取組み

これまで以上に医療費の適正化を図るため、点検調査体制の見直し内容や財政効果についての目標値を定めます。

<取組み方針>

■レセプト点検調査及び第三者行為による求償を着実に推進し、財政効果額が診療報酬明細書請求額の1%以上になるように取組んでいきます。
(平成19年度実績0.92%)

(2) ジェネリック医薬品に関する情報提供

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及は厚生労働省も推奨しており、医療費の削減につながり、被保険者にとっても負担が減ることから、周知啓発に取組み、利用促進を図ります。

第3節 健康づくりへの取組み

(1) 特定健康診査及び特定保健指導への取組み

平成20年度から始まった「特定健康診査」及び「特定保健指導」の取組み内容と目標値について定めます。

<特定健康診査>

平成20年度から医療保険者に特定健康診査が義務付けられました。特定健診は、生活習慣病を未然に防ぐため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者やその予備軍を減少させることを目的として、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診を実施するものです。

<特定保健指導>

特定健診において抽出された対象者自身が検診結果を理解し、自らの生活習慣を振り返り、自らが生活習慣を改善するための行動目標を設定し、実践できるように支援し、糖尿病等の生活習慣病の有病者、予備軍を減少させることを目的としています。

<取組み方針>

■平成20年2月策定された「大仙市特定健康診査等実施計画」により、平成24年度までに特定健康診査受診率を65%、特定保健指導実施率を45%に達成することを目標とします。
■内臓脂肪症候群の該当者・予備群の10%削減を目指していきます。

第5章 国民健康保険給付費の見通し

第1節 国民健康保険給付費の推計

大仙市の国民健康保険に加入している被保険者数は、毎年度減少していますが、1人当りに要する医療費の増加傾向は今後も続くものと思われます。

国においては、厚生労働省が平成18年5月に「社会保障の給付と負担の見通し（推計）」を公表しています。

今後の経済見通しを前提としながら、医療制度改革効果を見込むと、平成18年度においては27・5兆円、平成23年度には32兆円になると予測しています。

この推計によれば、毎年の給付費は3.06%ずつ伸びることになります。国では医療制度改革（診療報酬改定・健康づくりの取り組み等）を実施しない場合は3.59%ずつ伸びていくことと推計しており0.53%抑制されることとなります。

本市においても国の医療制度改革に同調するとともに、さらに医療費適正化への取り組みを重点的に実施することとし、その効果を見込んだ本市の保険給付費の伸び率を、国の推計年3.06%よりさらに0.5%抑制することを想定し、2.56%ずつ増大していくと見込むこととしました。

＜表9：市国民健康保険給付費の推計＞

単位：千円

区分：年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①一般被保険者	4,634,439	5,883,048	6,121,411	6,278,119	6,438,839	6,603,673	6,772,728
療養給付費	4,219,931	5,305,104	5,537,634	5,679,397	5,824,790	5,973,905	6,126,837
療養費	43,382	60,875	52,694	54,043	55,426	56,845	58,301
高額療養費	371,126	517,069	531,083	544,679	558,623	572,923	587,590
②退職被保険者	1,596,713	432,842	353,702	362,756	372,043	381,568	391,336
療養給付費	1,499,504	385,897	315,627	323,707	331,994	340,493	349,210
療養費	12,310	5,687	4,974	5,101	5,232	5,366	5,503
高額療養費	84,899	41,258	33,101	33,948	34,817	35,709	36,623
合計(①+②)	6,231,152	6,315,890	6,475,113	6,640,875	6,810,882	6,985,241	7,164,064
前年度比較	金額	84,738	159,223	165,762	170,007	174,359	178,823
	伸率		1.36%	2.52%	2.56%	2.56%	2.56%

※平成20年度は決算見込額を計上しています

＜図5：市国民健康保険給付費の推計＞



第6章 国民健康保険財政収支の見通し

第1節 国保財政運営方針

市民が将来にわたり安心して医療を受けることができる環境を整えるため、健康づくりなど総合的な取組みを着実に進めながら保険給付費の伸びを抑制するとともに、将来的に一般会計からの基準外繰入れ等によらない健全な国保財政運営を目指していきます。

またインフルエンザなどの大流行などによる保険給付費の急激な伸びや、国庫支出金の精算に伴う返還金などの財源に充当するため、剰余金については可能な限り国保財政調整基金に積み立てるとともに、当分の間は一般会計からの繰入金による国保財政調整基金への基金増資を実施し、年度の給付費の状況を勘案した取り崩しを行いながら運営していきます。

<国保財政運営の基本方針>

- 一般会計からの基準外繰入れ等によらない国保財政運営を基本とします。
- 各年度発生する剰余金については、可能な限り国保財政調整基金に積み立てます。
- 安定化計画の最終年度までの間は保険給付費の状況を勘案し一般会計からの繰入金により、国保財政調整基金の増資を実施します。
- 国保財政調整基金は、保険給付費の急激な伸びや、国庫支出金の精算に伴う返還金、更には国保税額の大幅な改定を避けるための財源とします。

第2節 国保財政収支見通し

平成20年度において、後期高齢者医療制度が開始され、75歳以上の国保加入老人が、後期高齢者医療制度に移行したため、その分の国保税が減収となっています。

その一方で平成20年度から老人保健拠出金に代わって新たに拠出することになる後期高齢者支援金が、老人保健拠出金と比較して縮減されたことから、予算規模が若干減少していますが、今後保険給付費の伸びなどに伴い、予算規模も徐々に増大していくと見込まれます。

なお財政収支見通しは、現時点での情報に基づき、平成21年度から平成25年度までの安定化計画期間の国保財政収支を推計することとします。

(1) 歳入の見通し

歳入の見通しについては、表10のとおりです。

<表10：国民健康保険特別会計歳入見通し>

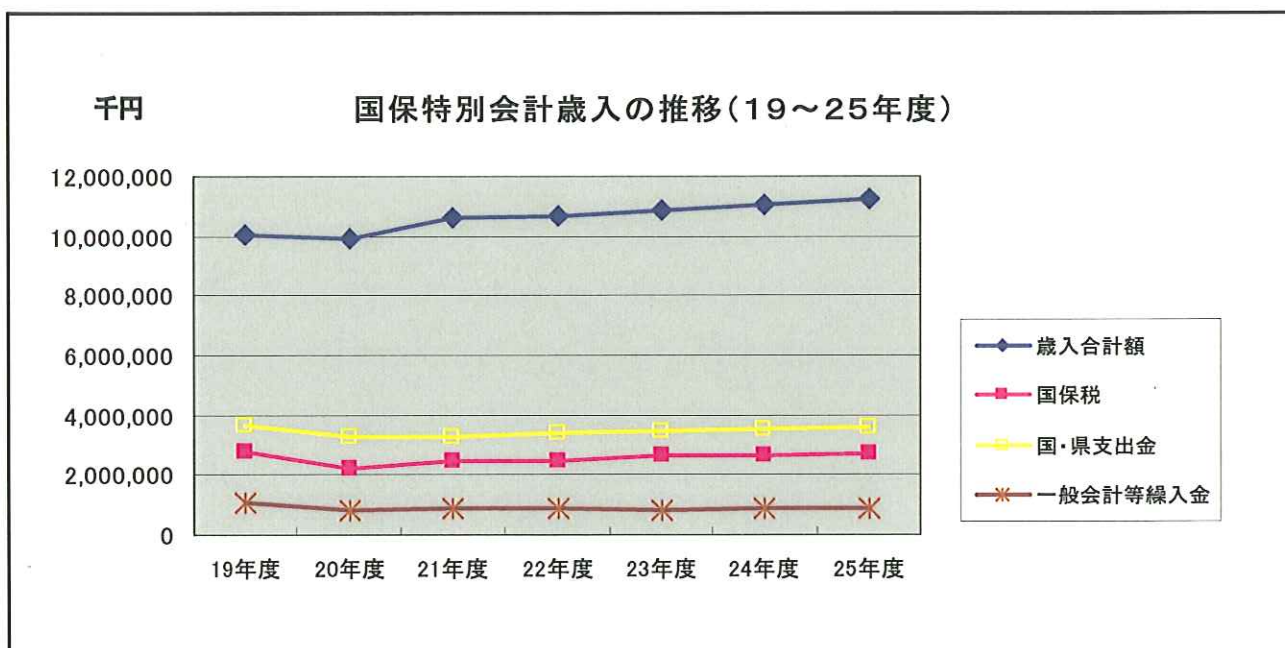
単位：千円

歳入区分：年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国保税	2,752,588	2,198,054	2,433,213	2,433,213	2,627,870	2,627,870	2,706,706
国庫支出金	3,131,597	2,792,056	2,797,922	2,867,467	2,936,567	3,007,446	3,080,135
県支出金	516,194	476,962	509,117	520,437	519,782	531,320	543,153
前期高齢者交付金		1,952,748	2,130,270	2,130,270	2,130,270	2,130,270	2,130,270
共同事業交付金	1,027,495	1,148,210	1,433,171	1,433,171	1,433,171	1,433,171	1,433,171
一般会計等繰入金	1,046,322	843,324	897,934	883,938	805,973	878,038	870,134
内保険基金安定	449,032	300,000	300,000	330,000	330,000	330,000	330,000
内国保財調繰入金	287,547	69,891	130,000	130,000	50,000	120,000	110,000
その他	1,543,307	531,367	393,305	434,238	429,429	458,514	475,204
合計	10,017,503	9,942,721	10,594,932	10,702,734	10,883,062	11,066,629	11,238,773

(推計方法)

- ① 国保税は後期高齢者の医療制度の移行に伴い、賦課方法の変更などにより安定化計画期間に2年ごとの税率を見直すこととし、平成21年度・平成23年度・平成25年度に実施することとします。
- ② 国庫支出金、県支出金は保険給付費の伸びに応じて推計しています。
- ③ 前期高齢者交付金は、国が示した算定方法により推計しています。
- ④ 一般会計繰入金は、制度・地方財政措置ルール分その他、国保財政調整基金への積立分を含み推計しています。
- ⑤ 国保財調からの繰入金を計上し収支の安定化を図るため、推計計上しています。

<図6：国保特別会計歳入の推移>



(2) 歳出の見通し

歳出の見通しについては、表11のとおりです。

＜表11：国民健康保険特別会計歳出見通し＞

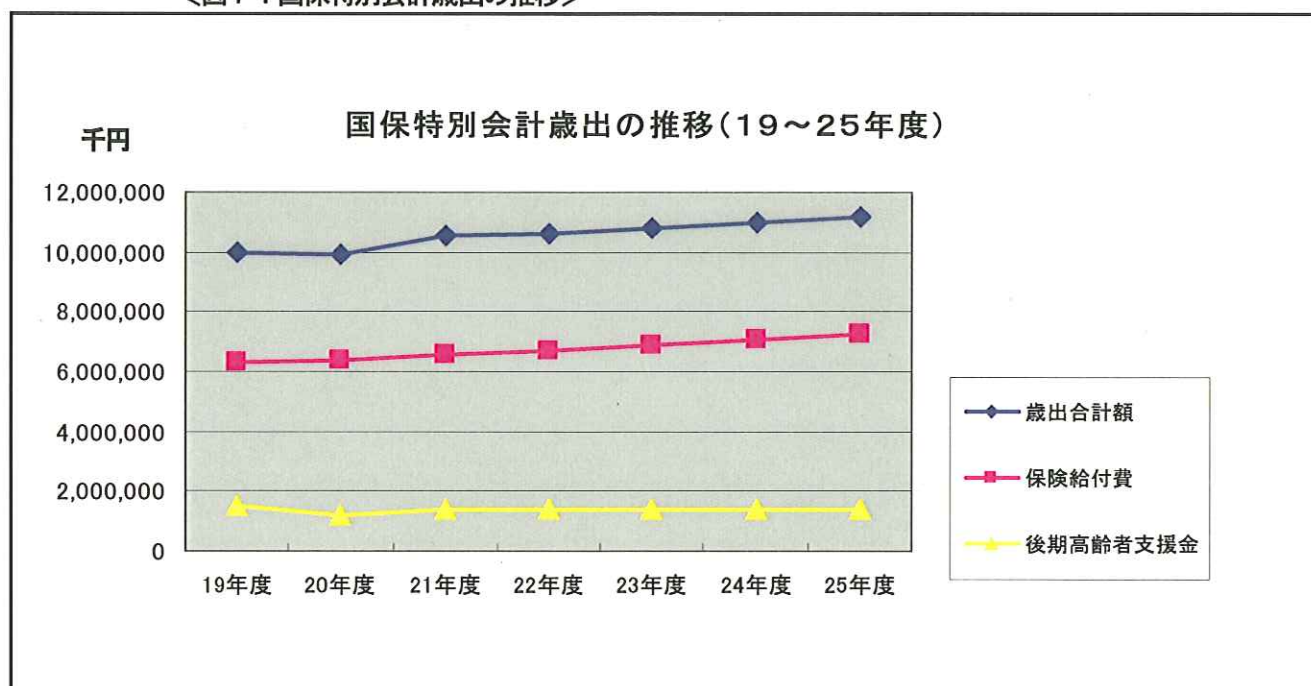
単位：千円

歳出区分：年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保険給付費	6,347,199	6,382,979	6,547,000	6,712,762	6,882,769	7,057,128	7,235,951
後期高齢者支援金	1,525,688	1,180,195	1,366,881	1,366,881	1,366,881	1,366,881	1,366,881
その他	2,079,451	2,335,546	2,605,050	2,560,832	2,551,229	2,553,143	2,555,095
合計	9,952,338	9,898,720	10,518,931	10,640,475	10,800,879	10,977,152	11,157,927

(推計方法)

- ① 保険給付費については、第5章をもとに推計しています。(ここでは出産育児一時金や葬祭費などを含めています。)
- ② 後期高齢者支援金は平成20年度の実績見込みにより推計しています。また、平成19年度は老人保健拠出金としています。

＜図7：国保特別会計歳出の推移＞



(3) 実質収支の見通し

歳入、歳出の見通しを踏まえた実質収支は、表12のとおりです。

＜表12：国民健康保険特別実質収支見通し＞

単位：千円

収支：年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実質収支	65,165	44,001	76,001	62,259	82,183	89,477	80,846

第1節 計画の管理

毎年度国保会計を運営していく中で、この国民健康保険事業運営計画に掲げた項目を点検しながら管理を行っていきます。

特に制度改革等に係わる大きな情勢変化が今後も想定されることから、必要に応じて修正を加えるなどの措置を講じていきます。

また、毎年度の国保税の収入状況や保険給付費の推移などを踏まえ、国保財政の運営方針についても時点修正を行います。

国保税の税率については、平成21年度・平成23年度・平成25年度に改定する計画としていることから、運営計画の進行管理を含め大仙市国民健康保険運営協議会において厳正な進行管理を行います。

第2節 市民への公表

この運営計画は、将来にわたり市民が安心して医療を受けることができる体制を構築し、国保財政の収支均衡を図りながら国保運営の健全化を目指すために策定したものです。そして市民をはじめ被保険者やご家族のご理解を頂きながら、諸改革を実施していくものです。

市民への説明責任を全うするために、あらゆる機会を捉えてこの計画をはじめとした各種の情報提供に努めて参ります。

また、この計画の見直しを行った場合には、見直し後の計画を速やかに公表していきます。

第1節 おわりに

病気やけがになったとき、だれもが、いつでもどこでも安心して医療が受けられる環境が整っていることが、私たちの生活の安定のために重要であり、願いでもあります。

少子高齢化の進展や経済環境の変化、また市町村合併等の社会変化を背景に、社会保障制度も大きく変わってきている中、医療改革制度も実施に移されています。国ではこの改革により一定の効果を見込んでいますが、その一方では保険給付費と市民負担のバランスが変わるなどの不安な要素も含んでいますし、この医療改革が市においてどのような効果を上げているのかという検証も必要であるとともに、場合によっては然るべき段階において見直されることも想定されます。

少子高齢化が益々進む中で、社会保障費に対する不安も広がりつつある現在において、医療費の抑制という観点、さらには予防を中心とした中長期的な取り組みが必要であるという認識は議論の余地がないところです。

その取り組みの主人公となるのは私たち自身です。国保事業の現状や課題についての十分な理解の上に立ち、私たちが、住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らせるよう、そして私たちの安心できる社会を維持していくために、私たち一人ひとりの着実な取り組みが必要です。

市は、これからも市民が安心して医療を受けることができるよう、その環境整備に努めていきます。

大仙市市民生活部国保年金課

〒014-8601

大仙市大曲花園町1番1号

TEL 0187-63-1111 (代表) FAX 0187-63-1311